



平成 18 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 エリアリンク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 林 尚道
(コード番号 8914 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 石川 忠司
TEL 03 - 5501 - 2215

新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行及び当社株式の売出し並びに株式分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 発行新株式数 | 当社普通株式 20,000 株 |
| (2) 発行価額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日（平成 18 年 5 月 16 日（火）から平成 18 年 5 月 19 日（金）までの間のいずれかの日）に決定する。 |
| (3) 発行価額中資本に組み入れない額 | 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、いちよし証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱 UFJ 証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、及びイー・トレード証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 平成 18 年 5 月 22 日（月）から平成 18 年 5 月 24 日（水）まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 18 年 5 月 17 日（水）から平成 18 年 5 月 19 日（金）までとなる。 |
| (7) 払込期日 | 平成 18 年 5 月 24 日（水）から平成 18 年 5 月 29 日（月）までの間のいずれかの日。すなわち、上記（6）の記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 18 年 5 月 24 日（水）となる。 |
| (8) 申込株数単位 | 1 株 |
| (9) 発行価額、発行価額中資本に組み入れない額、その他本株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 林 尚道に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記〈ご参考〉1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 3,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案の上、上記 1 (2) に記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 いちよし証券株式会社 3,000 株
なお、株式数は上記(1)のとおり、発行価格決定日に決定される。
- (3) 売 出 価 格 未定（平成 18 年 5 月 16 日（火）から平成 18 年 5 月 19 日（金）までの間のいずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、いちよし証券株式会社が当社株主から 3,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 林 尚道に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（下記〈ご参考〉1. を参照のこと。）

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 3,000 株
- (2) 発 行 価 額 未定（平成 18 年 5 月 16 日（火）から平成 18 年 5 月 19 日（金）までの間のいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。）
- (3) 発 行 価 額 中 資 本 に 組 入 れ ない 額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割 当 先 及 び 株 式 数 いちよし証券株式会社 3,000 株
- (5) 申 込 期 間 平成 18 年 6 月 19 日（月）
（ 申 込 期 日 ）
- (6) 払 込 期 日 平成 18 年 6 月 20 日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 上記(1)の株式数につき、割当先から全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による新株式発行における最終的な株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合がある。
- (9) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 林 尚道に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、第三者割当による新株式発行も中止する。

4. 株式の分割について

- (1) 平成 18 年 7 月 1 日（土）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 4 株に分割する。
分 割 に よ り 普 通 株 式 と し、 平 成 18 年 6 月 30 日（金）最終の発行済株式数に 3
増 加 す る 株 数 を 乗 じ た 株 式 数 と す る。
分 割 の 方 法 平成 18 年 6 月 30 日（金）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載
又は記録された株主の所有株式数を 1 株につき 4 株の割合をもって
分割する。
- (2) 効 力 発 生 日 平成 18 年 7 月 1 日（土）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 会社が発行する株式の総数の増加
同日の取締役会において、上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条の規定に基づき、当社定款上の「発行する株式の総数」について、現行の 894,000 株を 2,682,000 株増加させ、3,576,000 株に変更することを決議しております。

(4) 行使価格の調整
今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価格を平成 18 年 7 月 1 日以降、下記のとおり調整する。

ストックオプション	調整後行使価格	調整前行使価格
第 2 回 (平成 14 年 3 月 30 日定時株主総会決議)	2,344 円	9,375 円
第 3 回 (平成 14 年 12 月 14 日臨時株主総会決議)	2,344 円	9,375 円
第 4 回 (平成 16 年 3 月 26 日定時株主総会決議)	34,007 円	136,028 円
第 5 回 (平成 18 年 3 月 30 日定時株主総会決議)	83,750 円	335,000 円

(5) 当該株式分割に伴い、平成 18 年 12 月期の期末配当予想については、1 株当たり 700 円を 175 円に修正いたします。

(6) その他、この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の新株式発行並びに株式売出しにおきましては、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集の他に、「前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集による売出しの主幹事会社であるいちよし証券株式会社が当社株主から 3,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、いちよし証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 18 年 5 月 8 日（月）開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式 3,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 18 年 6 月 20 日（火）を払込期日として行うことを決議し、平成 18 年 5 月 8 日（月）に有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

また、いちよし証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 18 年 6 月 13 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。いちよし証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、いちよし証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更にいちよし証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、いちよし証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じ、株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

（平成 18 年 4 月 30 日現在）

(1) 現在の発行済株式総数 224,316 株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- | | | |
|-----|------------------|-----------|
| (2) | 公募増資による増加株式数 | 20,000 株 |
| (3) | 公募増資後の発行済株式総数 | 244,316 株 |
| (4) | 第三者割当増資による増加株式数 | 3,000 株 |
| (5) | 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 247,316 株 |
| (6) | 株式分割による増加株式数 | 741,948 株 |
| (7) | 株式分割後発行済株式総数 | 989,264 株 |
- (注) 上記(4)～(7)に関しては、前記1.により変更する可能性があります。

3. 資金の使途

- (1) 今回調達資金の使途
今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額 6,246,000 千円につきましては、3,200,000 千円については、主な事業の一つである不動産運用サービス事業の用に供する物件又は不動産再生・流動化サービス事業の新規物件購入(運転資金)に充当する予定であり、また、残額は借入金の返済に充当する予定であります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
平成 16 年 11 月 24 日払込の公募増資及び平成 16 年 12 月 14 日払込の第三者割当増資により 2,514,739,500 円を調達しましたが、資金使途に変更はありません。
- (3) 業績に与える見通し
今回の調達資金を、運転資金に充当することにより、今後の業績向上に大きく寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針
当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、企業価値の最大化を念頭に、積極的な事業展開を行うための内部留保の充実を勘案しつつ、収益状況に応じた株主への利益還元を行うことを基本方針としております。
- (2) 配当決定にあたっての考え方
上記方針に基づき、中長期的な事業計画に基づき、市場環境及び設備投資のタイミングを見計らいつつ、再投資のための内部資金の確保と安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案して実施することを基本方針としております。
- (3) 内部留保資金の使途
事業拡大に対応するための運転資金・設備資金等に充当するほか、新規事業への進出や収益源の多角化を目的とした投資資金に充当する予定であります。
- (4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期
1 株あたり当期純利益	26,149.07 円	5,824.03 円	5,209.21 円
1 株あたり配当金	2,000 円	500 円	500 円
実績配当性向	7.6%	8.6%	9.6%
株主資本利益率	22.2%	18.6%	21.9%
株主資本配当率	2.1%	1.76%	2.1%

- 注) 1. 各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期間の当該純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。
2. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。
3. 平成 15 年 12 月期より、1 株当たり当期純損益の算定に当たっては、「1 株当たり当期純損益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成 14 年 9 月 25 日企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。
4. 平成 15 年 4 月 30 日付及び平成 16 年 2 月 19 日付で 1 株につき 2 株の、平成 16 年 7 月 20 日付で 1 株につき 4 株の平成 17 年 7 月 20 日付で 1 株につき 2 株の株式分割をそれぞれ行っております。

5. その他

- (1) 配分先の指定
該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割(無償交付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション制度並びに商法 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記の新株発行予定残数の比率は 1.09%となる見込みであります。

株主総会の特別決議	平成 18 年 4 月 30 日現在			
	新株予約権の目的となる株式数 (残数)	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	新株予約権の行使期間
平成 14 年 3 月 30 日	640 株	2,344 円	1,172 円	自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 29 日
平成 14 年 12 月 14 日	5,888 株	2,344 円	1,172 円	自 平成 16 年 12 月 15 日 至 平成 24 年 12 月 13 日
平成 16 年 3 月 26 日	2,240 株	34,007 円	17,004 円	自 平成 18 年 3 月 27 日 至 平成 26 年 3 月 26 日
平成 18 年 3 月 30 日	2,000 株	83,750 円	41,875 円	自 平成 20 年 3 月 31 日 至 平成 28 年 3 月 30 日

(注)平成 15 年 4 月 30 日付及び平成 16 年 2 月 19 日付で 1 株につき 2 株の、平成 16 年 7 月 20 日付で 1 株につき 4 株の、平成 17 年 7 月 20 日付で 1 株につき 2 株の、平成 18 年 5 月 8 日で開催された当社取締役会において決議された平成 18 年 7 月 1 日付で 1 株につき 4 株の株式分割による各数値の調整を行っております。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
エクイティ・ファイナンスの状況

	新規公開時公募増資	公募増資	第三者割当増資(注)
発行株式数	2,000 株	9,000 株	1,350 株
払込金総額	520,800,000 円	2,186,730,000 円	325,009,500 円
発行日	平成 15 年 8 月 8 日	平成 16 年 11 月 25 日	平成 16 年 12 月 15 日
発行価格	280,000 円	258,990 円	258,990 円
発行価額	204,000 円	242,970 円	242,970 円
資本組入額	102,000 円	121,485 円	121,485 円

(注) 平成 16 年 11 月 25 日発行の公募増資と同時に行なわれたオーバーアロットメントによる売出しに伴うもの

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期
始値	510,000 円 363,000 円	425,000 円 353,000 円	291,000 円 205,000 円	320,000 円
高値	970,000 円 425,000 円	1,570,000 円 420,000 円	464,000 円 328,000 円	376,000 円
安値	474,000 円 361,000 円	370,000 円 201,000 円	290,000 円 182,000 円	236,000 円
終値	720,000 円 420,000 円	1,210,000 円 297,000 円	396,000 円 320,000 円	369,000 円
株価収益率	61.4 倍	51.0 倍	61.4 倍	- 倍

- (注) 1. 平成 18 年 12 月期の株価につきましては、5 月 2 日現在で表示しております。
2. は株式分割による権利落ち後の株価を示しております。(当社は平成 15 年 4 月 30 日付及び平成 16 年 2 月 19 日付で 1 株につき 2 株の、平成 16 年 7 月 20 日付で 1 株につき 4 株の平成 17 年 7 月 20 日付で 1 株につき 2 株の株式分割をそれぞれ行っております。)
3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他
該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割(無償交付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。